

～運転適性相談窓口のご案内～

下記の病気により、自動車等の運転に支障がある方は、
症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取消
されたりする場合があります。警察では、病気にかかって
いること等により自動車等の運転に不安がある方及びそ
のご家族の皆さん等のための相談窓口を設けております。

- ・認知症
- ・統合失調症
- ・てんかん
- ・再発性の失神
- ・無自覚性の低血糖症
- ・そううつ病
- ・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
- ・その他運転に支障のあるもの

運転免許の取得及び運転免許証の更新の手続を適正に実施する
ため、**運転免許申請又は運転免許証更新申請における病気の症
状等の「質問票」**には、正確に記載してください。

警察では、運転適性相談、病気の症状等の申告欄等に関する
プライバシーを、厳格に保護します。

運転適性相談窓口

場所：岡山県運転免許センター 内

岡山県警察本部交通部 運転免許課 試験第二係

電話：086-724-2200(音声案内：「2」⇒適性相談：「3」)

平日(月～金)8:30～17:00

運転免許を持っている(又は、取得しようとしている)患者さん及びそのご家族の方へのお願い

- 運転免許の取得又は更新をするときは、ご自信の症状に関する質問票に正確に記載してください。
～ 虚偽の記載があった場合、罰則が適用されることがあります。～
- 運転免許の取得に関し不安がある場合には、警察に相談してください。
～ 岡山県運転免許センターに、運転適性相談窓口を設置し、相談をお受けしています。～
- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。
～ 処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど～
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にはかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

岡山県運転免許センター内 運転免許課試験第二係
086-724-2200(音声案内「2」⇒適性相談「3」)